

地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会（第1回） 議事録

開催日時：令和5年4月27日（木）13時00分～15時00分

開催場所：TKP 新橋カンファレンスセンター及びオンラインによる開催

事務局：定刻になりましたので、ただ今から第1回「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」を開催いたします。本日事務局を務めます、パシフィックコンサルタンツ株式会社の真田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、委員の皆様10名に御出席をいただいております。お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。本日の検討会では、委員の皆様には対面若しくはオンラインにて御参加いただいております。検討会の状況につきましては、ストリーミングで同時配信し、動画は会議後議事録公開までの間、WEB上で公開予定です。会議の開催に当たりまして、オンラインにて参加いただいている委員の皆様には何点か御協力をお願いいたします。通信環境に伴うトラブルの軽減のために、御発言の際以外は、カメラはオフ、マイクはミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。御発言がある場合は、画面下側にございますリアクションのアイコンの挙手ボタンをクリックしていただきますでしょうか。座長から御指名いたします。御発言終了後は、ボタンを再度クリックしていただき、挙手を解除いただきますようお願いいたします。また、会議中におきまして通信トラブルや不都合な点などがございましたら、チャットに御記入いただくか、あるいはお手数ですが、事務局までお電話をくださいますようお願いいたします。対面で御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言がございましたら挙手をお願いいたします。御指名いたしますので、お手元のマイクをお使いいただき、御発言をお願いいたします。それでは、検討会の開催に当たりまして、環境省の白石地域脱炭素推進審議官から御挨拶させていただきます。白石審議官、お願ひいたします。

白石審議官：環境省の白石と申します。本日はお忙しい中御参集いただきましてありがとうございます。着座にて失礼いたします。また、WEBで多数有識者の皆様、それから各地域の代表の方々、御参加いただきまして本当にありがとうございます。コロナが収束しつつある中で、リアルプラスWEBで会議を開催することといたしました。お忙しいところ本当にありがとうございます。脱炭素については色々と動きがございます。最近で言いますと、G7の札幌で、気候・エネルギー環境大臣会合がございました。ウクライナ情勢の中でも、気候変動、環境問題へG7のコミットメントは揺るがないということを、国際社会に示すことができっております。色々イシューはありましたけれども、きちんと固い決意をG7で表したということが、非常に大事であったと思っています。こういった脱炭素に向けた国際的なコミットメントとも整合的に、我が国におきましても、2050年カーボンニュートラル、それから2030年度46%のGHG排出削減を達成するという目標を掲げてございます。先般排出量の統計を公表いたしました。容易なことではないということでもあります。この容易ならざる目標を実現するためにも、脱炭素の実現というものを経済成長、それから地域の創生、こういったものの好機と捉えて、地域におきまして積極的に取組を進めていくということが、やはり大事ではないかと思っております。

政府といたしましても、今年2月にGX実現に向けた基本方針を定めました。地域脱炭素に関しまして、温対法等を活用いたしました地域主導の再エネの導入、それから脱炭素先行地域を通じたGXの社会実装、こういったものを位置付けているところでございます。当省といたしましても、再エネ導入における地域の様々なトラブルが増加しているという状況に鑑み、再エネだからなんでもよいというわけではなく、地域との合意形成、これも円滑になされるようにしていくにはどうしたらよいのか、あるいは、再エネの導入が環境に適正に配慮したものになっているのかという観点から、地域と共生する形での再エネの導入を進めるべく、昨年4月に改正温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の活用、こういったものを新たに導入したというところでございます。

それから、支援の話でございますけれども、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金として予算を取っておりまして、カーボンニュートラルを2030年度までに前倒しで達成を目指す脱炭素先行地域の創出に取り組んでおるというところでございます。現在46か所選んでおります。2025年までに、少なくとも100か所の先行地域を選定するということを目指しまして、引き続き審査をしております。現在3回目の審査をしております、近々新しい3回目の選定地域、こういったものを公表してまいりたいと考えています。

それから、取組の紹介ということでございますけれども、民間資金をきちっとその脱炭素に振り向けるという1つの先駆けにもなると思っておりますが、脱炭素化支援機構という株式会社、官民ファンドを立ち上げまして、脱炭素に関するリスク周りの供給を行いまして、資金の流れを太くするような、そういう動きを強めていきたいと考えています。本日お集まりいただきました検討会、今申し上げた様々な点に関わるわけでございますが、とりわけ、法を改正し昨年4月に施行しました地域脱炭素化促進事業、こういったものの状況をまず御紹介申し上げます。こういった施行状況、それから全体のGX実現に向けた取組の状況を踏まえながら、更に地域の脱炭素施策、とりわけ地域の共生を図りながら進める再エネの導入を図るために、地方公共団体の皆様にもお使いいただく実行計画制度等の在り方、こういったものにつきましても、御議論いただきたいと考えてございます。その地域脱炭素化促進事業制度につきましては、施行して1年強経つわけでございますけれども、我々自身は再エネに非常に重要な役割を果たすものとして、制度を組んでいるわけです。施行から1年経って、全国展開していくために改善を図っていく必要があるのかどうかということに関しても、率直に御議論をいただきたいという考えでございます。地域、地方公共団体のお立場から、御提案をいただきたいと思っておりますし、全体としてもう少し使い勝手の良い制度に変えていくということに関しましても、ぜひ本検討会で御議論を深めていただければと考えてございます。この皆様をお願いしております検討が、更なる地域の脱炭素の促進につながりますように、ぜひ御協力をお願いしたいということを申し上げます、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

事務局：白石審議官、ありがとうございました。議事に入ります前に資料の御確認をお願いいたします。議事次第の他、資料1から4、参考資料1から2となっております。なお、本日は事務局が画面上に資料を掲載し進行させていただきますので、御案内の資料は必要に応じてお手元で御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして検討会委員を御紹介いたします。資料2の委員等名簿に記載されている順に、御所属とお名前を読み上げさせていただきます。

早稲田大学 法学部 教授 大塚直委員

西南学院大学 法学部 教授 勢一智子委員

名古屋大学大学院 環境学研究科教授 丸山康司委員

国立研究開発法人 再生可能エネルギー研究センター太陽光システムチーム研究チーム長
大関崇委員

一般社団法人ローカルグッド創成支援機構 事務局長 稲垣憲治委員

長野県 環境部長 諏訪孝治委員

栃木県那須塩原市 企画部長 黄木伸一委員

岩手県久慈市 企業立地港湾部 港湾エネルギー推進課長 大沢義時委員

大阪府豊能郡能勢町 産業建設部 地域振興課長 古畑まき委員

株式会社北都銀行 GX 室長 佐藤貴幸委員

以上 10 名の方々に委員をお願いしております。

なお、本日は、諏訪委員に代わりまして、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室長の平林高広様に御出席いただいております。また、オブザーバーとして、農林水産省様、経済産業省様、国土交通省様、総務省様、全国知事会様、全国市長会様、全国町村会様に御参加いただいております。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

本検討会の座長につきましては、早稲田大学の塚委員に事前をお願いし、御了承いただいております。以降の議事進行につきましては、大塚座長をお願いしたいと存じます。大塚座長、よろしく願いいたします。

大塚座長：「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」の座長を務めさせていただきます、大塚でございます。どうぞよろしく願いいたします。最初に挨拶をさせていただきます。地球温暖化対策を巡りましては、先ほど白石審議官からもお話しいただきました、容易ならざる目標である 2050 年のカーボンニュートラル、2030 年度の 46%GHG 排出削減目標の達成に向けまして、地方公共団体による計画策定だけでなく、その実行も求められているところでございます。2050 年の目標の達成に向けまして、地域脱炭素施策の重要性が更に高まっている中、本検討会におきましては、地球温暖化対策推進法の施行状況等も踏まえた地域脱炭素を加速させる、地方公共団体実行計画制度の在り方などにつきまして、専門的に検討してまいりたいと思っております。第 4 次環境基本計画で示されました地域循環共生圏の考え方の中で、地域の資源を活用し、環境・経済・社会を同時に向上させるということが非常に重要になっているわけですが、この地方公共団体実行計画制度の推進におきましても、地域が主体的に、かつ継続的に再エネを創出し、また色々な形で地域のメリットを創出していただく、そうした中で地域の課題を同時に解決していただくということが非常に重要になってまいります。正に地域創生の好機という、先ほど審議官がおっしゃった話につながるわけですが、そういう観点から、この検討を進めていきたいと思っております。この検討会におきましては、これまでも地球温暖化対策推進法などの制度設計に関わってこられた先生方、現場で地域共生型再エネの導入や、再エネ促進区域の設定に取り組んでおられる自治体、事業者の方々など、実務経験の豊富な委員の皆様が集まっております。皆様、闊達な御議論を期待しております。よろしく願いいたします。

では、議事に入りたいと思っております。まず議事の 1 でございます。地域脱炭素を推進するた

めの地方公共団体実行計画制度等に関する検討会の開催につきまして、資料の1に基づいて事務局から説明をお願いいたします。

資料1 「「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」開催について」について事務局（環境省）から説明

大塚座長：ありがとうございました。今の御説明につきまして、何か御質問、御意見はございますでしょうか。では次に、議事の2の方に移りたいと思いますがよろしいですか。では議事の2の「地球温暖化対策推進法等を活用した地域脱炭素施策・地域共生型再エネの推進」につきまして、資料の3に基づいて事務局から説明をお願いいたします。

資料3 「地球温暖化対策推進法等を活用した地域脱炭素施策・地域共生型再エネの推進」について事務局（環境省）から説明

大塚座長：ありがとうございました。今の資料3の御説明につきまして、御意見に関しましては、全ての資料説明が終わってから最後にまとめてお伺いしたいと思います。ただ今の資料説明につきまして、何か御質問や確認事項がございましたら、お願いいたします。御発言のある方は挙手ボタンをクリック、または挙手してください。こちらから順に指名をさせていただきます。ございませんでしょうか。よろしいですね。はい、そうしましたら、議事の3の方に移っていききたいと思います。「検討会において御議論いただきたい主な論点」につきまして、議事の3、資料の4につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

資料4 「検討会で御議論いただきたい主な論点」について事務局（環境省）から説明

大塚座長：様々な観点について御説明をいただきました。そうしましたら、この検討会において御議論いただきたい点につきまして、御意見・御質問等を伺いたいと思います。先ほど審議官からもおっしゃっていただいたように、使い勝手の良い制度に、そして「変えることもあり得る」とまでおっしゃっていただきましたので、大変ありがたいお言葉だったと私は思っています。そのぐらい、皆さんの御知見や知恵をお伺いしたいということでございます。ぜひ関連な御意見、御質問をいただければと思います。大変恐縮ですけれども、お1人当たり5分以内でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。この制度を入れるときの検討におきましても、先ほど御説明いただいたように、たぶん系統の近くに置くとか、系統情報との関係をどうするか、事業者からどういうふうに言っていたか、都道府県の方に若干でも関与していただけないとか、色々な論点が出ていたと思います。有識者の先生、あるいは自治体、あるいは現場で御活躍いただいている方々に、ぜひ御意見をいただければありがたいと思います。どうぞお願いします。

丸山委員：では口火を切る形で。資料4の1に添って、思いつくままに意見を述べさせていただきます。まず、市町村の負担軽減ですが、現状 EADAS や REPOS などの情報提供のシステムがあり、大きく改善されてきていると思いますが、もう少し踏み込んで、もっと簡便

に情報提供するような形があるとよいと思っています。市町村が地方公共団体実行計画を作る作業にお付き合いすることがありますが、やはりポテンシャルの計算や省エネの可能性の計算にもものすごく手間がかかっています。実は 50 年先のことと考えると、あまり意味のないところでディテールを詰めすぎていると思います。ですので、数字は粗くてよいので、概算でポテンシャルを最大限生かすとのぐらいで、例えば、実施されているゾーニングで意見が割れているところがこのぐらいで、許容されているものはこのぐらいでといったように、例えばゾーニングをするときのエリアを、あらかじめある程度選んだ形で、このぐらだと再エネのポテンシャルがこのぐらいで、それはその地域の脱炭素を、例えば消費量が現状だと何%に相当しますなど、そういう数字を見せたところを議論の出発点にできれば、地域としてはかなりやりやすくなるのではないかと思います。

もう 1 つは、やはり経済効果をきちんと見せていくことが大事ではないかと思っています。現状は産業連関表で見せていますが、市町村に落とし込むとかなり誤差が大きくなってしまいます。幅があつてよいと思うのですが、その再エネ事業をやると、例えば地域に流れるお金が、ミニマムだといくらぐらい、マックスだとこのぐらいいという形で、幅で見せることですね。そうすると、もう少し地域振興という視点から取り組むインセンティブが生まれるのではないかなというふうに思っています。

それから、事業者に関しては、一番よいのは、実現可能性を置いておいて言うと、FIT の上積みのような感じで、環境プレミアムのようなものを定義して、環境配慮に関しても、単なる影響の低減策だけでなく、オフセットするとか、保護増殖事業を実施するとか、そういった自然環境の部分でもプラスの上積みになるようなものも含めて、例えば FIT にプラス 1 円といったことになれば、事業者としては相当取組のインセンティブになると思います。あとは、系統連系が事業者としては困るので、そういうときに何等かの優先順位を与えるような形になれば、事業者にとってかなり大きいインセンティブにはなると思います。あとは、固定資産税の軽減策を検討することでも良く、場合によっては、地域経済効果が十分に大きくなるような事業モデルであれば、固定資産税が 0 円であっても、地域としては実質的にプラスになる場合がありますから、そういった基準を設けるようなこともあり得るのではないかと思います。

大塚座長：ありがとうございます。全員にお話ししたいと思っていますので、こちらから当てさせていただくかもしれませんが、よろしいですか。では、勢一委員お願いします。

勢一委員：ありがとうございます、勢一です。私もあまり体系立っていない意見になりますけれども、最初の発言ということでいくつか申し上げたいと思います。今回なかなか上手く地域でその実行計画が使われていないという課題があるというところがスタート点になっていますが、この点は、温対法の改正をしたときから、相当難易度が高いスキームであるということは、承知の上で作られている制度だと認識をしています。それをどうやって支援していくか、実際に現場でワークさせていくかということ自体も、法改正後の課題として残っているというところですので、むしろその宿題を今考えるという局面なのかなと思っています。資料に示されている課題は、おそらく法改正をして、地域脱炭素化促進事業制度を作ったときにある程度見えていたところを、改めて確認したという、言ってみればそれに過ぎないことではないかと思っていますので、ぜひその課題になんとか対応できないかというアイデアを出していければと思っているというところではあります。

私の専門の立場から申し上げますと、やはり実行計画という行政計画を使うスキームは、それ自体が非常に自治体にとっても負担が大きい制度であるということです。行政計画をいかに効率的に、負担を少なく作っていくかというのは、この計画に限らず、あらゆる分野にたくさん計画がありますので、その他の計画とも上手く整合させるような仕組みというのが大事だろうと思います。

例えば関連するような計画と統合的に策定をする、この地域脱炭素に関しては、例えば気候変動適応計画とセットにして策定をしていくとか、あとは、生物多様性の国家戦略ができましたので、この地域戦略の保護が必要なところを上手く重ねていくといった、特に地域の自然と生活を守るところの要素を加えていくというような形での効率化を図る、おそらくその方が政策としても有効な仕組みになるのではないかと考えております。

あともう1つ、効率化、有効化という意味では、関連する政策や施策の統合、連携も必要になるだろうと思います。先ほど気候変動適応とか生物多様性の保全と申しあげましたけれども、こうしたもの以外にも、例えば森林環境税及び森林環境譲与税が始まっております。これをどのように活用して、地域の森林を確保していくかは、再エネ導入とバッティングし得ることになりますので、地域の中での上手な連携というのを確保していただく、このような発想は重要ではないかと思っております。また、再エネのポテンシャルは、行政区画を越えていきますので、そういう意味では計画自体を広域で策定をするという部分は、意味があるだろうと思います。そのときに、都道府県と連携して作ってもよいと思いますが、既存の連携の枠組み、連携中枢都市圏や定住自立圏といった、既存のものもありますので、そういうところを活用していく。法改正前の実行計画では例があるかと思っておりますので、既存のスキームを活用していくことも重要ではないかと感じております。

大塚座長：どうもありがとうございました。そうしましたら、オンラインの先生方の方にもお願いしていきたいと思っております。大関委員お願いします。

大関委員：私は本制度に関わる検討会に初めて参加させていただいておりますので、詳細なところやこれまでの議論を正確に把握できておらず、誤ったことを言ってしまったら申し訳ありませんがあらかじめお許しください。私の専門は太陽光発電ですので、それをどういうふうに適切に導入していくかという観点からのコメントになるかと思っております。エネルギー政策としては、そのエネルギー基本計画の中の参考資料等で、2030年までに改正温対法のポジティブゾーニングや温対法の政府実行計画に基づき4ギガ6ギガぐらいは導入するということが一応の目安としてあると思っております。追加的に今から10ギガぐらい入れていかないといけないということもあります。今から8年7年ぐらいの間に、このぐらいの量を入れる必要があります、スピード感もある程度鑑みながら、その上で地域共生を図ったものをどうやって導入していくかという点で、非常に重要であり難しいところを議論していると思っております。

それが前提にありつつですが、資料4の2ページにある論点①から少し申し上げます。市町村の負担軽減に関して、正確にこれまでの議論が分からないということもありますが、この他部署との協力が得られないというようなところが、果たしてどのような理由なのかというところが一番気になります。それが得られないと、太陽光の観点で、例えば農地の利用の話で言うと、全体の施策の中でどう位置付けるかということが非常に重要になるわけですが、そこはどのようにしていくかなと思っております。人材不足というところは、人を増やすわ

けにはいかないので、アウトソーシングでいくのだらうと思いますが、資料3の44ページにあるように、ゾーニングの支援を計画して実施する必要があると思います。27自治体が採択されたという資料でしたので、その27自治体のゾーニングの実施が上手くいったか、その支援策によってゾーニングが確実にできているかというところのフィードバックをしていく必要があると思っています。

あとはそのゾーニングの仕方として、地域としてやりやすいのはやはり事業提案型だと思いますが、そうすると特定の事業者がペアになるなど、プロジェクトの規模が大きくなりがちなのかなと思うと、ハードルが上がって少し時間もかかるし、この提案者自体が不特定多数を入れづらいといったところもあるのかなと思います。他方、ゾーニング型はやはりある程度事業者目線で言うと、そこを示してもらえるのでやりやすいですが、そもそも不特定多数が入ることにより地域共生での不安が生じるとなると、ある程度、ポジティブと言いながらネガティブゾーニングになっていて、事業者にとってはよい場所がなかなか取れないというところがある。そのあたりのバランスを取っていくことが、最も民間の投資をどういうふうに呼び込めるかということなのかなと思っています。

短期的に言うと、太陽光では、これは当面はやはり建物周りを取っていききたいので、そういったところにどのように、例えば「この土地、この屋根、使ってよいですよ」ということは、公募をしっかりとかけていくというところが、個別の提案で出てくるのかが分かりやすいと思います。あとは良い土地が個別にあれば、今でも有効に使いたいという人はたくさんいるので、こういう土地が個別に示せるか、ただそれは不特定多数になってしまうので、さきほどの地域共生の関係で言うと、ややゾーニングしづらい領域なのかなと思います。中長期で言うと、おそらく農地を活用するのかなと思います。既に営農地で使っているところを営農型にするタイプと、荒廃農地等を復活させるタイプの2つがあり、当然後者が一番良いやり方だと思います。そこはハードルが高いということもあるので、営農型も含めながらやっていく。一番重要なのは、先ほど申し上げたような農業との施策の中で、今農業側でも既にゾーニング、いわゆる目標地図を作成して、農業政策の中でもゾーニングしていくといった話もあると思いますので、そういったものとの整合性であったり、事業者からすれば農業委員会といった地域等の関係者であったり、農業関係者との調整が、非常にハードルが高いということもありますので、そのようなところは自治体が事前に入って調整できていると、相当有効なゾーニングになると思います。ただ、これらは短期的にすぐできるような話でもないので、少し中長期の中で設定していく必要があるのかなと思います。

中長期の中で考えなければいけないのは、先ほどもあったように、系統の話があります。どんどん埋まっていく中で、中長期でゾーニングしていくと、最終的に良い事業形態が見せられそうになったとしても作れないといったこともあるので、全部系統枠をこのゾーニングにできるのはもちろん良いと思いますが、事業規模が大きいものであったり、地域での政策で、広域にできるようなものであったりというものは、一定程度優先的に、1つ確保できていると非常に良いのかなと思います。逆にできないと、結構辛いのではないのでしょうか。ここでマイクログリッド的な話や、配電ライセンスもあると思いますが、長・中長期的な話では、できる可能性はあると思いますが、おそらく5年とかでコストがペイできるようなところで自律的にやるのは難しいのかなと思います。もちろん補助金を入れて

やる方法はあると思いますが、そういったことが必要なと思っています。

あとは少し違う観点かもしれませんが、ローカルコンテンツを設定していくということもあります。部材というよりは将来支えてくれるような企業が地元には必要になってきて、最初は工事から入るかもしれませんが、経験を経て、企画、EPC まで入っていく企業は、必ず O&M もやってくれるようになると思いますので、人材育成を踏まえたローカルコンテンツも入れながらのゾーニングであったり企画提案が受けられると、企画提案はおそらく大企業が提案してくると思いますが、それを将来的にも持続的に地域に回せるような仕組みができるのかなと思っています。

最後に、その他の、やはり各政策との連携というのは非常に重要で、もちろん土地政策や農業政策の話は今までも議論が出ているかと思いますが、1つはエネルギー政策と、あと産業政策の面も一部こういうもので担えるとよいかと思う一案がありまして、太陽電池で言うと、例えばペロブスカイトのような国際競争力、今、日本が相当その分野で負けてきた太陽電池部材、モジュールのところですが、そういったスタートアップの市場や需要喚起があるかどうかということ是非常に重要です。需要喚起がこういった仕組みの中でもできると、再エネ特措法でも屋根置きから始まって、イノベーション枠や、どういうふうに設定されるか、今後は分からないところもありますが、公共施設や建物でも、建材一体型やそういったところは、省庁連携の中でも少しそういう観点で上手くこの制度を活用するということがやれると、先程申し上げたような民間の投資を呼び込むきっかけにもなるかなと思いました。

大塚座長：どうもありがとうございました。ペロブスカイトの話もしていただきまして、色々な観点からありがとうございます。では稲垣委員お願いします。

稲垣委員：ありがとうございます、稲垣です。促進区域について、まずは意見出しです。まず今、自治体が地域脱炭素について、取れる手段はあまり多くないと思っています。ゼロカーボン宣言はしたものの、何をやっていくべきかということですが、目標達成に効いてくる施策として自治体が取れるものはそれほどないと思っており、数少ない効いてくる施策の1つが促進区域だと思っています。これをまず知っていただく必要があります。知っていただくには、ある程度プッシュ型で自治体に対して、目標達成には促進区域を設定することをやらないと効いてこないということをお勧めできるような人材を、都道府県なのか、環境省地方環境事務所なのか、長期的には各地の地球温暖化防止活動推進センター等で育成していく必要があると思っています。

2つ目としては、自治体は促進区域の設定を今やる必要をあまり感じていないと思います。

「なぜ今なのか」というところが、結構多いと思っています。そこで1つの意見としてですが、「こういうときに促進区域を設定しましょう」といったタイミングを提案することも1つの案だと思います。先程のお話で、「促進区域はまちづくりの一環として広域ゾーニングが理想」ということもありましたので、例えば自治体の都市計画や地区計画を定期的に見直すときに一緒に促進区域についても考えるといったタイミングの提案も一案ではないでしょうか。

個別の細かいところでは、負担軽減のところですが、促進区域設定に当たっては、色々なデータを集めるのは自治体にしかできないということもあると思いますが、例えばGIS等に落とし込むといったことも必要になってきます。そういった技術的なことも地域個別で

やるということは大変なので、GIS に落とし込む等の技術的な部分は専門的なところで一元的に行うということも、負担軽減になると思いました。

あとは資源エネルギー庁との連携で、地域共生マークを資源エネルギー庁が政府として持たれているので、例えばその促進区域に設置された再エネは、自動的に地域共生マークを付与する等、そんな連携もあると考えました。実務的には、今自治体で促進区域をどうやって使っていくかイメージが湧かないということも結構あると思っており、先程資料にありましたように、とりあえず屋根を促進区域に設定するといったことになってしまうのかなと思っています。使い方をイメージできるように、モデルケースを自治体の特徴ごとに出すといったことがあると、「うちは、こうだから、こういう使い方があるんだ」ということがイメージできるのではないかと思いました。

以上が促進区域に関する意見であり、次が実行計画についての意見です。私の問題意識として、現在自治体は実行計画をつくるのが目的になっているところも多くあるのではないかと認識しています。調査とか計画づくりばかりをやっていて、実際は脱炭素化事業にあまり手が回っていない。そのため、計画は合理的に、あまり細かくやらずに、先程丸山先生が「ざっくりとでよい」というふうにおっしゃっていましたが、それは私も賛成です。計画は合理的に、脱炭素化事業、実際に CO₂ を減らすところに力を入れる必要があるかなと思います。

これをメッセージとして出していくことが必要であると思っています。そういったこととも関連しますが、今の実行計画は、「何々を推進する」等、抽象的な言葉が並んでいて、具体的な数値目標や、具体的にこのプロジェクトを実施するという具体が少ないということも認識しています。やはり「何年以内で、こうこうこういう建物については、原則太陽光を付ける」、「公共施設の新築は全部 ZEB にする」、「EV は原則にする」、「何年以内に全部 LED にする」、といった具体的な記述をする地域を推進するという必要かなというふうに思っています。あとは、実行計画については、自治体職員から自治体職員へのノウハウ移転というのも重要だと思います。私も全国に素敵な自治体職員の方々をたくさん知っていますが、そういった自治体職員の方が、違う自治体職員にノウハウと、脱炭素のやる気や熱の部分も伝播していくような仕組みがあるとよいと思っています。環境省でも、脱炭素まちづくりアドバイザーをされ始めたということで、そういったことを通じて、熱とノウハウが自治体同士で繋がっていくとよいと思います。

大塚座長：エネ庁のマークとはどういうものか、もう一度教えてください。

稲垣委員：地域共生型の再エネについては、資源エネルギー庁で、地域共生マークというものを付けていまして、それを促進区域だと自動的に付くといった、そのような連携もあるのではないかと思いました。

大塚座長：どうもありがとうございました。恐れ入ります。では長野県の平林様、お願いします。

平林委員代理：よろしくお願いたします。まず、他の委員とかぶる部分はありますが、実行計画の特に区域施策編の関係についてです。長野県は 77 市町村ありまして、現段階でそれが策定できているところは 25 しかありません。と言いますのも、長野県は町村が多く、マンパワーがないという部分があります。町村の皆様とお話しすると、人材の関係が非常に課題であり「県の方の支援をお願いしたい」というようなお話も聞きます。ただ、長野県そのものもそれほど人材的に余裕があるというわけでもございませんので、大関委員がおっしゃ

ったような、アウトソーシングの問題もあるかと思えます。ただし、小さな町村になりますと、そのアウトソーシングの部分まで、まだ辿り着けないような町村もありますので、可能であれば、各地域での中核的、リーダー的存在になれるような、環境行政職員の育成といったものも今後できればよいのではないかと考えております。

促進区域の関係ですが、課題としては、例えば地域住民の方の理解が得られないのではないかと、少し感じております。また基礎自治体の方がいらっしゃいますので、具体的な現場の意見はお聞きしていただければよいかと思えますが、例えば長野県内ですと、太陽光は対象にしましたが、太陽光発電自体、県内各地でトラブルが散見されるような状況です。そうしますと、太陽光をここで促進するという事は、聞いただけでも住民の方は少々引いてしまうような部分はあると思えます。熊本県様の取組のように、最初から地域に入ってやっていくというような形もあるかと思えますが、今、長野県が考えているのは、規制という言い方はしたくありませんが、事業者が地域に受け入れられやすいような事業をしっかりとやっていただくという形で、条例を考えております。この規制の形で「太陽光をしっかりとやれるんだよ」というような認識を皆様にお持ちいただいて、そこで促進区域を使うというような、規制と促進をバランス良く使えるような取組ができればよいと長野県では考えております。

大塚座長：どうもありがとうございました。では、栃木県那須塩原市の黄木委員をお願いします。

黄木委員：那須塩原市の黄木です、声届いてますでしょうか。

大塚座長：はい、届いています。よろしくをお願いします。

黄木委員：那須塩原市は栃木県北部に位置する人口 10 万の小さい自治体ですので、的外れな意見を申し上げましたら御容赦ください。まず論点の 1 と 2 ですが、冒頭丸山委員もおっしゃっていたように、自治体にとって促進区域の設定がどのような効果があるのかが明確に分かりません。実は、このような事業をやるには、費用や労力といった負担というのはかなり明確に見えます。しかし、その事業をやったからといってどのような効果があるのかということが、実はぼんやりしている。当市の場合は、首長が「これはまちづくりで、私どものまちづくりに合致するのですから、やりましょう」という指導力を発揮していただいて取り組んでおりますが、首長の指導がない場合には、効果より負担の方が大きく見えてしまい、なかなか手を出せないというのが実情ではないかと思えます。今、どこの自治体でも、人口減少や産業の衰退がございまして。そういったことを断ち切るような、地方創生に資するような効果が明示されると取り組みやすくなると思えます。

次に、論点の 3 ですが、これはかねてから言っておりますが、業者にとって促進区域内で事業をやろうとした場合、そこに地域貢献であるとか環境保全をやらなくてはいけないというのは負担が増すこととなります。負担が増す分、それ以上の確実な事業性やより経済的な効果がなければ、促進区域ではないところへ立地してしまうのが自然な考えだと思います。ですから、促進区域内で立地することによって、何か経済的なインセンティブがあるのがよいのではないかと思えます。

それから系統の問題です。再エネ発電の最大のポテンシャルがあるところは、地方です。地方、つまり本市のような地方に位置する地域は、電力系統の末端に位置し、元々容量が小さいところに再エネ発電所が多く立地し連系することで、さらに空き容量が少なくなっています。でも、それは本当なのかと疑問が湧きます。例えば那須塩原市の場合、FIT の認

定が現在 660 メガワット程度ありますが、実際導入が済んでいるのはそのうち 4 割強程度です。書類上は逼迫しているけど、実際は逼迫していないのではないかと思います。一般送配電事業者もコネクト&マージの取組など運用面では努力されていますけれども、国の方でも促進区域を入れる場合はそこに何か柔軟な対応ができるような仕組みづくりをしていただけるとよいと思います。また、系統が逼迫するのであれば、再エネを入れるときは実需要に加え、逼迫度合いに応じた調整役となる蓄電池のような供給も可能な需要の創出とセットで、その促進区域で何か事業すれば、「それは優先的に系統連系しましょう」とか、「(需要の設置負担をある程度支援することで事業性を見出せるような) 経済的なメリットを出しましょう」など、そういった誘導の仕方もあるのではないかと思います。

論点の 5 ですが、この区域施策編の策定について資料では横連携が提案されていますが、この区域施策編についても縦の連携はできないものではないでしょうか。先ほど長野県がおっしゃったように、県においてもなかなかリソースは少ないとのことでしたが、その県の方が小さい自治体を束ねて、一体的に計画をつくるということもあってもよいのではないかと思います。簡単ではありますが、以上です。よろしく願いいたします。

大塚座長：とても重要な御指摘ありがとうございます。系統との関係では本当に考えていかななくてはいけないということが多いと思います。では、岩手県の久慈市の大沢様、お願いできますでしょうか。

大沢委員：久慈市の大沢でございます。聞こえてますでしょうか。大丈夫ですか。

大塚座長：聞こえてます、ありがとうございます。

大沢委員：ありがとうございます。久慈市では、促進区域の設定におけるゾーニングの事業、それから脱炭素先行地域に選定をいただいて取組を進めているという状況でございます。久慈市では、再エネ導入に向けましては、地域共生型の再エネということで、正にそれに向けて再エネに取り組むことで、地域経済循環の最大化を目指していこうということで取組を進めているところです。そうした中で、地域裨益型再エネとはどういうものかということで、ガイドラインを作成しました。こういったことをやっていただける事業者を積極的に支援していくという趣旨です。まだ実際にガイドラインに沿った協定を結んだ事業者はいらっしゃらないですが、ホームページ等で公開しておりますので、参考にいただければと思います。

久慈市が取り組んでいる中で、再エネ導入に向けて課題だと思っている部分についてお話をいたします。まず系統です。系統の確保についてはポテンシャルが先に見えていても、どうしても時間と費用がかかってしまうというところでの課題を感じています。もう 1 つは住民との合意形成の部分でございます。再エネに対して、あるいは脱炭素に関して、住民の方の一応の理解は進んでいると感じておりますが、更に一歩進んで積極的に導入を図っていこうというところでの、費用の部分が大きいのかもしよかもしれませんが、背中を押してあげる施策がないと難しいと感じているというところでございます。

大塚座長：ありがとうございます。では、大阪府豊能郡能勢町の古畑様お願いします。

古畑委員：大阪府能勢町の古畑です、よろしく願いいたします。能勢町ですけれども、人口約 9,200 人の町で、令和 3 年度 4 年度でゾーニング事業に取り組んだところでございます。基礎自治体で取り組んだ経験の立場からということで、前の委員とかぶるかもしれませんが、御意見をさせていただきたいと思っております。小さい自治体で、やはりマンパワーの不足がや

はり一番に挙げられると思います。アウトソーシングという話もありましたが、ではどの部分をアウトソーシングしたらよいかさえ、まず整理できないというところもあります。そこは国や都道府県の事業の中で、事業者の育成や情報提供ということを強力に行っていたらよいかと感じました。また、都道府県との連携で言いますと、都道府県基準の設定ができていないところが多く、基礎自治体からすると、「大阪府の都道府県基準ができていないから、まだやらなくてもよい」という思いになりがちなところがありますので、都道府県には進めていただきたいと思います。あと、他部門にわたってこの再生可能エネルギーというのは考えていかないといけないというところがありますが、なかなか横の連携も難しいし、理解も進まないというところがありますので、トップダウンという考え方も、この中では1つ必要なのかなと思います。首長に強力に進めていただくことも、大きく進む一歩ではないかと思います。

前の委員も御指摘ありましたが、関連計画の整合性がということもありますが、他の部門の職員にもまだ理解がなく、自分のところの事業がどう再エネ導入と関連しているところとかが分かっていない部分もあります。私は、農業も林業もそれから観光も、それから環境対策も担当している課にいますが、環境対策以外のところからは、まだまだなかなか再生可能エネルギーの導入といった観点からの情報が流れてこないというのがあると思います。それから、特に能勢町は農地が多いのですが、農地利用に関して様々な制限がありまして、そこで大きな壁に躓いてしまうというところがあります。農業施策、それから森林環境譲与税の使い道といったところの御指摘もありましたけれども、そことの連携も、今後議論として必要ではないかと考えています。生物多様性の関係でも、国家戦略や OECD というようなところもありますけれども、ではそれをどういった形で実装するのかということにも、まだ情報が基礎自治体には届いていない気がしますので、その辺りを連携して考えていかなければならないと思います。能勢町からは以上です。よろしく願いいたします。

大塚座長：古畑様は、色々な施策を正に関連してやっていただける場所にいらっしゃることだと思いますので、期待しております。では佐藤様、北都銀行の佐藤様いらっしゃいますでしょうか。

佐藤委員：北都銀行佐藤です、よろしく願いいたします。私は、これまで秋田県を中心に、再生可能エネルギーのプロジェクトの支援を行ってきております。今回地方公共団体実行計画制度に関する検討会ということで、行政に関しては素人ですが、この再エネプロジェクトにつきましては、これまで色々な実務を担当してきておりますので、そういった観点で少しお話をさせていただければと思っております。まず今回議論の論点としていただいている市町村の負担軽減というところでございますけれども、負担軽減というところでは、この各地方公共団体において、事務的に対応できる項目というところにつきましては、専用の外部機関で対応してもらい、マニュアルを作成するといったところに対応していくのが良いのではないかと考えております。また、資料にもありましたけれども、他の部局の協力が得られにくいというような課題があるという記載がございました。各地域は、人口減少や少子高齢化といった形で、様々な課題があると思います。それに対して、専用の部署をつくったり、人員を割いたりして各自治体では対応しているのではないかと思います。この地域主導の再エネは、地域に新しい経済循環を生み出すものであり、そういった地域

課題の解決にも非常に繋がっていくと思っておりますので、自ずと担当部署だけの取組ではなくて、全体の取組に繋がっていくことにはなると思っています。

市町村のインセンティブの強化というところですが、これだけ脱炭素が求められている世の中でございますので、先進的に脱炭素の取組をしているという地域は、それだけでブランドになるという時代になってきていると思います。実際にその地域で再エネが導入しやすいですとか、脱炭素がしやすい地域だというような、各地域でイメージが付けば、企業の誘致が進んだり、人が集まったりする地域になっていくことから、各自治体が取組む意義は非常に大きいのではないかと考えております。

あとは3番、事業者のインセンティブ強化というところでございます。先ほど他の委員の方からもございましたが、経済性を確保するという点が非常に重要と思っております。FITが終了しFIPに移行してきておりますので、単に発電所をつくるだけでは、事業の採算性を確保するという部分は非常に難しくなっておりますので、事業化サイドも考えた事業の取組をしていくということが非常に重要になってくると思います。例えば、その需要を自治体の中で使っていくとか、地域の中で使っていくというようなところも踏まえた需要サイドのサポートも踏まえて仕組みづくりをしていく必要があると思っております。FITの価格については、太陽光であったり風力であったり水力、それぞれの電源によってバラバラでございます。地域によって採算性は変わってくると思っておりますので、地域ごとで収益性をはじいて、全国一律ではなくて、地域ごとにFITの価格を変えながら発電所をサポートしていくと、そういうような仕組みがあってもよいのではないかと考えています。それから、太陽光は比較的簡単に開発可能と思っておりますが、地熱や水力発電といったところは、かなり開発期間に時間を要する電源と思っております。ですので、開発期間中に事業者が負担するリスクは非常に大きく、それが課題だと思っております。先ほど環境省の説明からも脱炭素支援機構でリスクマネーの提供というものがございましたが、そういったリスクが高い期間にサポートできる仕組みをつくっていくと、より開発が進んでいくのではないかと考えております。

6番のところでも参考でございますけれども、見える化というところで、秋田県では10年ほど前から、民間主導で風力発電の産業化に向けた、「秋田風作戦」というコンソーシアムを立ち上げております。民間企業だけでなく、秋田県や各自治体も参画をしております。秋田県では非常に風力発電の導入というのが進んでございます。そういった民間企業と自治体の情報交換ができる場というのがあると、よりこの地域での再エネ導入というのが進んでいくのではないかと考えております。

大塚座長：どうもありがとうございました。では一通り御発言いただきましたので、事務局である環境省の方から御回答をお願いしたいと思います。

事務局（環境省）：多岐にわたる御意見をいただきありがとうございます。1つ1つ御回答することは控えますが、特にデータ、EADASですとかREPOSですとか、データの精緻化等を図って、市町村の計画策定の負担を減らし、実行にリソースを割いていただくというような観点で色々御意見いただいたものと承知しております。我々も、そういった観点で取組を進めておりますし、今後もマニュアルやREPOS等の改善等も検討してございます。いただいた観点でも取組を進めたいと思っております。

また、経済効果やインセンティブをどうつけるかといった観点でございしますが、産業連関

表、おそらく地域経済循環分析のことをおっしゃったのだと思いますけれども、より分かりやすい形でのメリットの見せ方は、工夫していきたいと思います。系統の関係、FIT の関係、たくさんの御意見いただきました。こうした点につきましては経産省において取り組んでおられるところでございますが、御意見いただいた点についても、経産省と相談しながら何ができるか考えていきたいと思っております。その他、計画策定の負担が大きいのので、他の計画と整合させるべきといった観点につきましては、我々も通知等で、他の計画との共同策定等を推奨しているところでございます。環境省の所掌分野だけでも、様々な計画がありますので、御意見いただいた箇所も踏まえまして、より地方公共団体の負担軽減、より効果的・効率的な計画策定というのを進めるように考えていきたいと思っております。また、森林環境税、森林環境譲与税の活用等についての御意見もございました。林野庁とも何ができるか、相談していきたいと思っております。

また、特に都道府県、環境省の地方環境事務所ですとか、連携中枢都市圏、定住自立圏などの話もございました。どのように補完し合いながら、それぞれが力を発揮して効果的効率的な取組を進めることができるか、今後の議論も踏まえながら検討を進めていきたいと思っております。事業提案型の促進区域という御指摘もございました。メリット、デメリットも前回の検討会でも議論があったところございまして、引き続き議論いただきながら考えていきたいと思っております。

GX の観点も御意見いただきました。GX の基本方針でも、需要の創出という観点から地域の脱炭素化について位置付けられているところございまして、この地方公共団体実行計画制度や促進区域についても、こうした観点から何ができるか考えてまいりたいと思っております。

それから促進区域設定のタイミングという話もいただきました。都市計画を例に出していただきましたが、各省庁と、脱炭素先行地域をはじめとして連携を様々な進めているところございすけれども、促進区域につきましても、他の省庁との連携も様々な分野で進めるのがよいのではないかと御提案の趣旨だったと思います。ありがとうございます。地域共生マークとの連携という御意見もございました。こちらも経産省と相談しながら御意見を踏まえて何ができるか考えていきたいと思っております。地方公共団体の特徴ごとに促進区域のモデルをつくっていくべきではないかという御意見に関しまして、改正法を施行して1年ということでございすけれども、まだまだ我々の周知不足ですとか、現状の制度の内容やインセンティブにつきましても、十分に周知が図れていないという点はあるかと思っております。そこについても、こういった形で周知していくのが適切かということも含めて考えていきたいと思っております。

さきほどの繰り返しになりますが、計画策定を効率的に行った上で、実行に重きを置いた形の取組とすべきという御指摘についても、正に論点として提示させていただいたとおりでして、この検討会の議論を踏まえて考えていきたいと思っております。人材面も、これまでも環境省としてもそうですし、内閣府、総務省と連携しながら、脱炭素の人材支援を図っているところでございます。より中長期的な視点も含めて、人材支援の在り方も考えていきたいと思っております。需要の創出とセットでという御意見もございました。非常に重要な観点と思っております。今、地域脱炭素化促進事業のマニュアルにもそういった観点を記載しておりますけれども、では具体的にどういったことをすればモデル的な取組になるか

というところも、一段踏み込んで検討する必要があると思います。ありがとうございます。合意形成につきましても、今回の議論も踏まえて、今後ヒアリング等で他の地方公共団体のゾーニングとか関係者とのコミュニケーションの状況についてもお話させていただきたいと思っております。そういった中で、現場の課題というのが何なのかというのは考えていきたいと思っております。都道府県基準についても御意見いただきました。法律上「できる」規定でございますけども、市町村の立場としては、ということでの御意見だったかと思っております。どういった形で進めるのがよいかという点も考えていきたいと思っております。促進区域内の再エネの事業性に関して様々な観点から御意見をいただきました。促進区域を設定する中で、特にその環境保全の取組、再エネのポテンシャルということでゾーニングを進めていただくわけでございますけども、事業性の観点が、やはり実際に再エネ事業をやるというところでは、重要だとするところの御指摘と思います。あわせて、より実効的な制度になるように考えていきたいと思っております。

大塚座長：私も何か一言言っておいた方が良くと思いますので、申し上げておきたいと思っております。促進区域との関係で5点ほど申し上げておきたいと思っております。委員の皆様から御指摘いただいたことを踏まえてお話ししておきたいと思っております。

1つは系統との関係を指摘する委員の方々が多かったと思います。系統の近くに再エネを設けるということですが、系統情報についてそもそもはっきりしないという問題もあると思います。地域協議会の中にネットワーク会社を入れるモデルをつくるとか、そういうこともぜひお考えいただければと思います。系統との関係で優先順位を上げるとか与えるとかいう御議論も、丸山委員からあったと思いますが、そういうことも実行できるとよいですが、これは経済産業省と一緒にやらないといけないことになると思います。需要とセットに考えていくというのも非常に重要な点だと思います。

それから2点目ですけれども、事業者から色々な情報をインプットしていただくということも非常に重要だと思っております。経済情報もそれとも関係します。地域協議会は実は2種類あって、促進区域を設定するときの協議会と、それから具体的なプロジェクトを行うときの協議会と2種類あります。その2つ目の方は特に利害関係が絡みますので、事業者の扱いも若干難しくなってくるところがありますが、この点は勢一委員が特に気にしてらっしゃるところです。促進区域の設定のときには事業者にはもう少し広い、短所長所の点も含めて御提案いただくことが非常に重要になってくるのではないかと思います。事業者を巻き込んで色々な情報をインプットしていただくということは、非常に重要になってくるのではないかと思います。

それから第3点ですが、先ほど連携に関して横だけではなくて縦の連携も必要であると黄木委員からおっしゃっていただいたことは、私は非常に重要だと思っております。長野県など非常に熱心にやっていただいていると思っております。市町村を巻き込んだ対応をしていただくということは、県の方にも関与していただくということが、非常に重要になってくるのではないかと思います。そしてGISとの関係でアウトソーシングという話もありました。確かに小さい市町村で、必ずしもやるのが適切とってよいかどうか分からないような技術的な問題もあると思います。そういうことに関してアウトソーシングができれば、ぜひ考えていただければと思います。

第4点ですが、他の計画とセットでやっていくというのは、勢一委員が特におっしゃいま

したが、大事な点だと思います。さらに区画整理や所有地不明土地対応ということも自治体においては苦慮されていると思いますので、そういうことともあわせた形で対応していただけると、少しはやる気になっていただけるのではないかという気がするところでございます。現在市町村で課題として持っておられるところの話と絡める形で、この再エネ関係の促進区域をつくっていただけるとありがたいということだと思います。

第5点として、合意形成との関係は非常に重要だと思いますが、温対法の改正をするときには、協議会の活用を考えていたところが非常にあると思います。各現場でやらなくてはいけないことが多くあると思いますので、一般的なことはなかなか難しいところもあると思います。もちろん地域貢献を前面に押し出すというところは非常に重要になってくると思いますが、ここは引き続き課題があるということだと思います。それからゾーニングと目標をセットにしていくということも、かなり大事なことになってくるかと思います。これは稲垣委員がおっしゃったこととも関係するのではないかと思います。数値目標的なものは、ある程度体力のある市町村に、政令市や県かと思いますが、こちらに参与していただくということも必要になってくるのではないかと思います。

私からは以上でございます。さらに御意見御質問がございましたらいかがでしょうか。どうぞ御発言をお願いします。丸山委員どうぞお願いします。

丸山委員：追加の意見です。1つは市町村のインセンティブに関連すると思うのですが、現状域内に再エネの設備があっても、FITで売ると地域の脱炭素分としてカウントできないのが、自治体で結構モヤモヤすることが多い状況です。

新電力などを作り供給しないと、域内の再エネは脱炭素としてカウントできないというのは、何とかならないかと思います。FIPになると変わってくるのかもしれませんが、FIPになったときに、例えば地域内に供給できるようなPPAとの組み合わせは、制度的な枠組みで大きいのではないかと思います。

ドイツや他の国の事例になりますが、1つは、法人税に相当する国税の部分を地域の方に還元する例があります。それから、もう1つは中間支援の中間支援のようなもので、地域の、我が国で言えば地球温暖化防止活動推進センターに該当すると思いますが、中間支援に相当する人たちに対し専門的知見を提供する中間支援を国が行っています。特に自然保護に関することなど、そういう科学的知見をデータベース化して、ファクトシートのようなものを提供したり、あるいは実際に合意形成の中心に立つメディエーターの人たちに対してノウハウを提供したり、あるいは、そのメディエーター同志で情報交換することを支援したり、市町村の職員直接というより、地域地域の専門人材を育てるようなやり方もあるということ、他の国の事例として紹介させていただきたいと思います。

大塚座長：ありがとうございます。では勢一委員、どうぞ。

勢一委員：ありがとうございます。私からも少しだけの追加でコメントをさせていただければと思います。確かに今、日本全国人口減少で、特に小規模な市町村ではマンパワーを含めた色々な資源制約があり、しかしそういうところこそ、再エネのポテンシャルが高いという部分もあるかと思います。そのような状況にあっても、おそらく一定の負担があったとしても、その地域にとって必要であって意味があるような取組であれば、日本の自治体はどこもやったださるだろうと思っています。ですので、もう少しこの制度と、あとはこの制度が期待することをしっかり理解をしていただくことも大事なのではないかと感じました。

温対法の改正をしたとき、この実行計画をつくって促進区域を定めていくという仕組みに、何が期待されたのかというようにところを改めて思い出してみますと、地域で再エネが無秩序に入る形でトラブルが発生しており、これをなんとか抑えて回避しつつ、地域に再エネをしっかりと入れていきたい。これをやるために、再エネが迷惑施設にならないようにするための方法として、地域で反対が起きないような場所を促進区域に設定して、そこに事業者に入ってきていただくと。それによって事業者も、地域で反対されることなく円滑に事業を進めることができるという、地域と事業者、Win-Win を狙ったスキームであったのだというのを改めて思い出したところです。こうした、将来のまちの形をしっかりとつくる一環として、この仕組みを活用するというのであれば、ゾーニングに取り組む必要がある。ただし、このゾーニングには、環境省モデル事業でも数年かかっており、その数年をなかなか待てないというのがあって、現在取り組まれている9団体では、ゾーニングではなくて、屋根や公共用地を活用するようなスキームになっています。ですからこの辺りの現場と制度の理想とのずれみたいところを、どう解消していくかが課題だと感じました。もう1点、促進事業の制度ですが、資料3の35ページなどでは、「こんな利点がある」という説明が示されていたと思うのですが、ワンストップ化の特例やアセスの手続の一部省略が、事業者にとってどのくらいメリットがあるのかというところを、事業者の方に私は伺ってみたいと思いました。

ワンストップ化の手続は市町村が行うのですが、これまでこのような手続を行ったことがない自治体で取り組むよりは、元々そういうことを込みで事業をやってきた事業者の方々がやった方が、もしかしたら効率的ではないかと思えます。また、こうした促進事業の制度や促進区域の設定状況を地域住民や地域の事業者がどの程度知っているのだろうかというところも、少し気になった点です。ぜひ他の委員の先生方、自治体の方々から、御知見を今後御紹介いただければありがたいと思ったところです。

大塚座長：ありがとうございます。ワンストップ化の特例に関して、事業者が行った方が効率的というのは、事業者に全部やってもらうわけにいかないと思うのですが、どういった趣旨でしょうか。

勢一委員：ワンストップ化の特例の手続は、地域脱炭素化促進事業制度の目玉としていますが、これが本当に効率的、あるいは効果的な事業者のメリットになっているのかという趣旨です。事業者が実施せよというのではなく、通常の場合は事業者が手続をするわけですが、それと比較してという趣旨です。

大塚座長：それなりに効果あるのではないかと考えていますが、実態はヒアリングなどで聞いてみる必要があるかと思います。では環境省としていかがでしょうか。

事務局（環境省）：御意見ありがとうございます。1点目の丸山先生の域内のFITで売ると、市町村区域内のCO₂削減にカウントできないという点につきましては、固定価格買取制度を通じた再エネ導入による電気は系統に流れて、広くあまねく需要家、とりわけ市町村以外の需要家も含めてのCO₂削減にも貢献しているという形になっておりますので、市町村区域だけでカウントしてしまうとダブルカウントになるという点で、難しいということでございます。ただし、我々としましては、その再エネを導入すること自体の導入量を市町村、場合によっては都道府県において目標設定していただくことも推奨しておりまして、福島県や浜松市など、そういったことを目標にしっかりと書いていらっしゃる事例もございます。

メディエーター、中間支援の御意見もいただきました。我々も、地域ごとの中間支援は課題だと思っております。この3月末に脱炭素のまちづくりアドバイザー制度を構築しました。地域ごとでそうした人材も増やしていき、更にそのアドバイザーが地域の中核人材を育てていくことも狙っていきたいと考えています。引き続き、そういう中間支援の在り方の観点でも御意見いただければと思っております。

勢一先生からは、現場と制度の理想の乖離という点が課題であるという御意見をいただきました。我々としては、先ほど資料に説明したとおり、短期的に、街区指定型や公共施設活用型なども記載しているところがございます。先生よく御存知のとおり、広域的ゾーニングが理想であるということから、議論が出発したという経緯がございます。それぞれの促進区域の設定の仕方ということ自体が、どういった意味合いを持っているのか、今後のヒアリングの中でもそういった議論があろうかと思えます。それぞれ、分けて考えることも必要ではないかと思っております。また、ワンストップ化の特例、配慮書特例の件につきまして御意見もありましたので、今後事業者、業界団体の方々にも意見をお伺いする場を設けたいと思っております。

大塚座長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。大関委員お願いします。

大関委員：2つほどあり、1つは、地域との共生で懸念があるというのはおっしゃるとおりですが、今後入ってくるものと今まで入っていたものは、結構変わってくるのではないかと考えています。

これから入ってくるものは、林地開発や盛土規制法、再エネ特措法の見直し等もあって、これまでのような事例は減ってくるのではないかと考えています。例えば、他方で、既に入っているものを今後長期的に使えるかという点は、やはり引き続き大きな課題があります。2023年以降FIT切れになった再エネがどう継続されるか見通しが無いという問題があります。エネルギー政策的には継続的に使って欲しいので、どのように使っていただくか、今後使っていくものが地域共生なり地域裨益型に変わっていく、今入っているものにおいても変わっていくということが必要だと思っております。それに関しては、場合によっては事業者がそういうふうに入れ替わっていくことを促していくことも重要だと思っております。ですので、今後ゾーニングで入ってくる地域のプレイヤーは、既設の再エネもどのように包含していくか、集約していただけるか、そういう観点を1つ入れると、少し長期的に、「地域にどういったメリットがあるか」という点が回収できていくのかなと思えます。もちろん懸念があるものを、マイナスをプラスに戻すということはあまり効果ではないかもしれませんが、これが地域の人材で回せるようになるということであれば、一定程度の有効性があると思えます。

2つ目は、系統の話です。今の制度や考え方は、一度整理した方がよいのではないかと考えています。例えば先着優先であったり、公平性の観点を重視しているとか、費用で言えば社会的便益がどうであるとか、広域のマスタープランに対する考え方はどうしてるか、再エネに関する系統増強は賦課金方式で回収するようにしているなど、どのような考え方でネットワークを構成しているかを踏まえた上で、この制度との関連性をどのように整理していくか、その地域に関連するものの経費分を国民負担でどのように考えるのか、そこまですべていなくても、全体の優先順位の枠の中の手続の問題でいけるのか、そういったところは、系統側のルールもある程度踏まえてやらないといけないと思えます。その点に検討が

及ぶのであれば、その他の資料も整理していただくとよい議論ができるのではないかと思います。

大塚座長：ありがとうございます。系統ルールの問題自体は、エネ庁でやってらっしゃることではあると思いますけども、それを踏まえつつ、どうしていくかということを考えてと思います。こちらから何かお願いをしていくことも出てくるのかもしれないと思います。環境省は何かよろしいですか。

事務局（環境省）：促進区域の議論において、自治体レベルで条例などによりネガティブゾーニングが進んでいるというような指摘を受けることもあります。そういう中で実際にある程度再エネの促進もしなければいけないというジレンマを感じているところがございます。先ほど御意見の中で、事業者提案型で進めていくと規模が大きくなりがちで、地域との共生が上手くいくのか懸念される反面、広域ゾーニングを行うと不特定の事業者が入ってくるために、どうしても地域の拒絶反応が強くなってしまい、ネガティブゾーニングになりがちだというような論点もありました。実際にエリアを促進型でゾーニングをしていくということが、結構難しいということをひしと感じています。そういった点も踏まえて、上手く地域共生型に事業を落とし込みながら、円滑に事業導入が進むようなゾーニングの在り方、理想形を考えてもよいかと、制度がもう動き始めてはいますが、あえて問題提起をしなければならないと思った一端でもございます。

お答えになってはいない、むしろ問題提起しているという形ですけれども、以上です。

大塚座長：非常に重要なお悩みをお話いただいたと思います。何か委員の方で、今のことについて御発言いただくことはありますでしょうか。はい、古畑委員お願いします。

古畑委員：能勢町の古畑です。今の御発言にもありましたが、実際はネガティブゾーニングになりがちであると思います。そこは、地域住民の方々との合意形成において、なかなか正しい理解が進まないということが、大きくあると思います。そういう意見を聞き戻し込みしてしまう部分もあると思います。特に、若い世代の方は再エネありきの教育を受けて育ってきていますが、ある年齢層以上の方になると、再エネに馴染みがなく、まだまだ拒否反応があったり、「どんなものか分からない」、「危険なのではないか」というように、再エネに対する正しい理解が進んでいません。国民の方々の理解を進めていくことも、大きな方向性の1つで重要だと思います。

大塚座長：ありがとうございます。先ほど大関委員がおっしゃったように、地域との共生に関して、今まで入ってきた再エネとこれからのものは違っていくと思われれます。最初に入ってきたものが、色々な制度との関係も含めて、必ずしも行儀の良くない再エネ発電事業者がいたところがあったように思います。それが良くない評判をつくってしまったところがありますので、それを解消していく、さらに良くしていくということも含めて考えていく必要があるということだと思います。

稲垣委員：これまでの議論で、自治体にとってゾーニングを使う目的は2種類あるように思いました。1つは元々目指していたポジティブゾーニングであり、地域課題の解決や地域発展とともに再エネが増えていくポジティブな話です。もう一方は、地域で再エネに関するトラブルがあるため、ネガティブゾーニングを行いたいが、ゼロカーボン宣言してる手前、ネガティブゾーニングを行えないため、再エネトラブル解決と同時にポジティブゾーニングを行う例です。むしろ、足下は後者のニーズが高いのではないかと考えています。自治体に

とって、合意形成をしなければいけないなど、色々と面倒な点があるので、促進区域を設定するインセンティブが、「お金出ますよ」というものだとリスクもあり弱いと思います。短期的にはトラブル対応のために促進区域を導入していく事例も増やしながら、促進区域の数ができたら、本来目的としていたポジティブな促進区域、ポジティブゾーニングを増やしていくといった段階を踏むのもよいのではないかと思いました。以上です。

大塚座長：どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。本日は、地球温暖化対策推進法などを活用した地域脱炭素施策・地域共生型再エネの推進につきまして、様々な御意見いただきありがとうございます。次回以降は、本日の議論を踏まえて、地方公共団体等へのヒアリングを実施して、具体的な議論を重ねて、夏頃を目処に検討会の提言を取りまとめられればと考えているところでございます。それでは、今後の予定などにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：大塚座長、委員の皆様、本日は活発な御議論ありがとうございました。次回の日程につきましては、詳細が決まり次第別途御連絡いたします。また、本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、委員の皆様に御確認いただきました後、環境省ホームページに掲載いたします。事務局からは以上でございます。

大塚座長：それではこれにて閉会といたしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以上